

## 令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会 議事録

■日 時 令和7年12月25日（木曜日）午前10時00分～午前11時48分

■場 所 対面及びオンラインの併用

### ■出席委員

山下第一部会長、宗方第二部会長、愛知委員、安立委員、飯泉委員、尾崎委員、  
玄委員、高橋委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、森川委員、保高委員、  
山口委員、渡部委員

### ■議事内容

#### 1 答 申

「（仮称）八王子西工業団地内工場新築工事事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、【騒音・振動】の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

#### 2 諮 問

「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

#### 3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

## 受 理 報 告 (12 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	東京都東尾久浄化センター建設事業（工事の施行中その8）	令和7年10月29日
	多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業（工事の施行中その1）	令和7年11月20日
	府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線（府中市西原町二丁目～国立市谷保間）建設事業（工事の施行中その5）	令和7年11月20日
2 変 更 届	日本電子昭島製作所建物更新計画	令和7年10月27日
	（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業	令和7年11月6日
	（仮称）京王重機整備北野工場建替計画	令和7年11月19日
3 着 工 届 （事後調査計画書）	日本電子昭島製作所建物更新計画	令和7年11月28日

令和7年度  
「東京都環境影響評価審議会」  
第10回総会  
速記録

令和7年12月25日（木）  
対面及びオンライン併用

(午前 10時00分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 では、定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただきありがとうございます。

本日の進行はアセスメント担当課長の藤間が務めます。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち13名<sup>1</sup>の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。

なお、本日、片谷会長が緊急の所用により不在でございますので、規定にのっとりまして本日は山下第一部会長に会長代理をお願いできればと存じます。

それでは、山下会長代理、よろしくお願いいたします。

○山下会長代理 おはようございます。第一部会長、山下でございます。本日会長代理として進行をまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、議事に入ります前に、傍聴人を入室させてください。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、適宜画面に投影いたしますので、必要に応じて御覧ください。

○山下会長代理 それでは、ただいまから令和7年度東京都環境影響評価審議会第10回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申1件、諮問1件及び受理報告を受けることといたします。

それでは、次第1の「(仮称)八王子西工業団地内工場新築工事事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件は第二部会で審議していただきましたので、その結果について、第二部会長の宗方委員から報告を受けることといたします。

それでは、宗方部会長、よろしくお願いいたします。

○宗方部会長 宗方です。おはようございます。

---

<sup>1</sup> 途中3名出席し、16名となった。

では、資料1を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○藤間アセスメント担当課長 資料1を御覧ください。朗読いたします。

令和7年12月25日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宗方 淳

「（仮称）八王子西工業団地内工場新築工事事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙でございます。

「（仮称）八王子西工業団地内工場新築工事事業」に係る環境影響評価調査計画書について

#### 第1 審議経過

本審議会では、令和7年10月22日に「（仮称）八王子西工業団地内工場新築工事事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

#### 第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

##### 【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音については、建設機械の日稼働台数が少ないこと、近隣住居までの離隔があるとの理由から予測事項としていないが、計画地周辺は未利用地及び森林に囲まれ、南西側は第一種低層住居専用地域であるなど、一帯の騒音レベルは非常に低いことが予想されるため、建設工事に伴う騒音影響を予測事項とし、その影響が十分に低いことを周辺住民に示すこと。

#### 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

付表については御覧のとおりでございます。

以上です。

○宗方部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和7年10月22日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、東京都八王子市美山町での川口土地区画整理事業により創出される産業用地において、生産能力の向上及び製造用部品・製品の保管状況改善のため、工場の新設を行うものです。

計画建築物の主な用途は工場、事務所及び倉庫、業務内容は半導体製造装置の組立です。敷地面積は約27,750㎡、計画建築物の延べ床面積の合計が約35,469㎡となっております。

対象事業の種類は「工場の設置」です。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

【騒音・振動】の意見ですが、本事業は土地区画整理事業により創出される用地で新築工事を行い、工事の完了まで約3年間にわたる事業計画となっております。

調査計画書において、建設機械の稼働に伴う騒音については、建設機械の日稼働台数が少ないこと、また、近隣住居までの離隔があるとの理由から予測事項としておりませんが、計画地周辺は未利用地及び森林に囲まれ、南西側は第一種低層住居専用地域であるなど、一帯の騒音レベルは非常に低いことが予想されます。そのため、「建設工事に伴う騒音影響を予測事項とし、その影響が十分に低いことを周辺住民に示すこと」を求めることといたしました。

以上で私からの報告は終わります。

○山下会長代理 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御意見などがございますでしょうか。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

(無し)

○山下会長代理 それでは、ほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山下会長代理 異議がないとのことでございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○藤間アセスメント担当課長 答申案文を読み上げます。

7 東環審第38号

令和7年12月25日

東京都都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「(仮称)八王子西工業団地内工場新築工事事業」環境影響評価調査計画書について  
(答申)

令和7年10月22日付7環総政第429号(諮問第567号)で諮問があったこのことについて、  
当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

○山下会長代理 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

宗方部会長、ありがとうございました。

それでは、次第2の諮問に続いて入ります。

諮問案件について、事務局から説明をしてください。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料2を御覧ください。

諮問文でございます。朗読いたします。

7 環 総 政 第 5 5 0 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和7年12月25日

東京都知事 小池 百合子

諮問第570号「(仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

以上でございます。

○山下会長代理 はい、承りました。

「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託いたしますので、第一部会委員の皆様にはよろしく願いいたします。まずは、事業者の方に御出席いただきます。

事業者の方は入室してください。

（事業者入室）

○山下会長代理 おはようございます。本日は御来場いただきましてありがとうございます。

本日、急務により片谷会長が御欠席でございますので、第一部会長である山下が会長代理を務めて進行させていただきます。よろしくお願い致します。

それでは、諮問案件の概要につきまして事業者の方から説明を受けることといたします。準備ができましたら御説明をお願いいたします。

なお、説明される事業者の方は冒頭で自己紹介をしていただき、併せてほかの出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

○事業者 よろしく願いいたします。環境アセスを担当させていただきました日本工営と申します。

まず、事業者の紹介をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

○事業者 後楽二丁目南地区再開発準備組合でございます。よろしくお願いいたします。

○事業者 都市計画のコンサルタントを務めております日建設計でございます。よろしくお願いいたします。

○事業者 日本工営と申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、事業の説明から始めさせていただきたいと思います。

画面共有をいたします。少々お待ちください。

それでは、「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」について御説明をさせていただきます。お願いいたします。

まず、御説明の前に、こちらの案件ですが、11月6日、変更届を提出させていただいております。こちらについての変更点は、工事の期間について見直しを行いまして、工期の変更をさせていただいたというものでございます。

今回の評価書案についてはそちらの見直し後の工期をもったの予測評価となっておりますことを御了承いただければと思います。

それでは、事業の概要から御説明を始めさせていただきます。

まず、1ページ目を御覧いただけますでしょうか。

事業者は後楽二丁目南地区市街地再開発準備組合でございます。

対象事業の種類についてですが、高層建築物の建設でございます。

本事業は、東京都文京区後楽二丁目1番から3番に位置する計画地において、事務所、住宅、店舗などを計画するものでございます。

続きまして、14ページ及び15ページを御覧ください。

事業の目的についてです。

事業の計画地はJR線、東京メトロ有楽町線、東西線及び南北線、都営地下鉄大江戸線が乗り入れている飯田橋駅に近接した交通利便性の高い地区となっております。

計画地は、文京区都市マスタープラン2024において、小石川都市交流ゾーン、都市拠点、都心地域に位置づけられており、商業、業務機能や地域特性に応じた都市機能の集積、にぎわいや交流を生む空間の創出、駅と街のつながりを高める施設の整備を誘導することとされています。

また、令和3年8月に改定されました文京区の後楽二丁目地区まちづくり整備方針においては、本事業南地区のコンセプトとして3点が挙げられております。

併せて、15ページの図6.1-1を御覧ください。

南地区のコンセプト1つ目は、飯田橋駅交差点から円滑にアクセス可能で、後楽二丁目地区の玄関口となるデッキ広場などが整備された快適なまちづくり。

2つ目、業務と商業が複合し、地区外からも人々が訪れるにぎわいのあるまちづくり。

3点目、建物が不燃化、耐震化され、災害時の拠点となることが可能な安全安心なまちづくりというのがコンセプトでございます。

これを踏まえまして、本事業では、事業区域外における歩行者デッキ等の飯田橋駅前基盤再整備に貢献、連携しながら、地区内においても飯田橋駅との歩行者動線を強化し、文京区の玄関口にふさわしい活力とにぎわいを生み出す複合市街地を形成することを目的としてございます。

19ページを御覧ください。

計画地の位置は、こちらの図6.2-1に示しますとおりです。

周辺の航空写真については次の20ページ、計画地の現況については次の21ページに示すとおりです。

計画地は、文京区南部の後楽二丁目に位置しており、西側は新宿区、南側は千代田区に接してございます。

計画地の西側には目白通り、南側には外堀通りなどの道路が通っております。

これらの目白通り、外堀通りに沿って首都高速5号池袋線が高架で通っておりまして、その下には神田川が流れてございます。

計画地の南側にはJR線が通っており、JR飯田橋駅に近接しております。

また、地下鉄では東京メトロ有楽町線、南北線、東西線、都営地下鉄大江戸線が通っており、飯田橋駅にてJR線とも連絡しております。

用途地域については、22ページを御覧ください。

計画地は商業地域に指定されており、計画地の北側は準工業地域及び近隣商業地域に指定されております。

東側は第一種住居地域及び商業地域、南側から西側にかけては商業地域に指定されております。

続きまして、23ページを御覧ください。

事業の基本構想でございまして、大きく4点あります。

- 1点目、文京区の玄関口にふさわしい複合市街地の形成。
- 2点目、飯田橋駅までのアクセス性を強化し、安全で快適な歩行空間の整備。
- 3点目、多様なオープンスペースの創出。
- 4点目、水害などにも対応した防災機能の拡充でございまして。

続きまして、24ページを御覧ください。

施設配置計画については、25ページの図を御参照ください。

また、断面図は26ページ、27ページを御覧いただければと思います。

計画の配置ですが、道路幅員の広い目白通り及び神田川に面しまして、高度利用が進む西側へ建物の顔を向ける形で高層ゾーンとし、区立小石川運動場、文化財である小石川後樂園につながる東側を低層ゾーンといたしました。

完成予想図は、28ページを御覧ください。

続きまして、29ページを御説明させていただきます。

本事業の発生集中交通量についてです。

平日において3,379台/日と想定してございます。

関連車両の主な走行経路については30ページの図で示すとおりでございます。

駐車場計画につきましては、地下1階に配置する計画でございます。

こちらについては、東京都駐車場条例などに基づく台数を満足する台数を設定する計画

でございます。

歩行者動線についてですが、32ページを御覧ください。

事業区域外の南側に示しますピンク色の部分ですが、歩行者デッキによる駅からの動線をデッキで受け止めまして、地区内を南北につなぐ歩行者経路を地上レベルに確保いたします。

また、地上レベルでは敷地外周部分に歩道状空地を設けます。

西側の神田川の水辺環境や東側の小石川後樂園の緑のつながりにも配慮し、快適な歩行者空間を確保いたします。

続きまして、33ページを御覧ください。

熱源計画についてですが、こちらは個別方式にて計画しております。

給排水計画についてです。上水は東京都水道局より給水を受け、汚水は公共下水道に排水する計画です。

また、雨水を原水とした雑用水の利用も検討しております。

廃棄物処理計画につきまして、工事中に発生する建設発生土及び建設廃棄物は、関係法令に基づき、再生可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努めます。

リサイクルが困難なものについては、適切な処理を行うことといたします。

また、事前調査によりアスベストが確認された場合は、大気汚染防止法等の関係法令に基づき適切に処理、処分を行ってまいります。

工事の完了後に発生します事務系一般廃棄物につきましては、排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図る計画としております。

緑化計画につきまして、35ページの図面を併せて御覧ください。

地区の北東側に計画します地上部の広場を中心として、東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準、東京における自然の保護と回復に関する条例、文京区みどりの保護条例などに基づき、計画地には約3,857㎡の緑化空間を創出する計画としてございます。

次に、37ページを御覧ください。

省エネルギー対策としまして、本事業ではLED照明の導入、需要に応じたエネルギーのマネジメントなどにより、事業全体として省エネルギーに努める計画としております。

また、太陽光発電の設置も検討しております。

続きまして、38ページを御覧ください。

施工計画及び供用の計画でございます。

全体の工事期間については、2027年度から2034年度にかけて74か月間工事を行う予定としております

続きまして、39ページを御覧ください。

工事用車両の走行ルートについてですが、40ページの図面を併せて御覧ください。

工事用車両の出入口は、計画地の西側及び東側に設置する計画でございます。

供用の計画につきまして、計画建物の供用は2034年度を予定してございます。

事業概要は以上になります。

続きまして、調査計画書からの修正内容について御説明させていただきたいと思っております。

ページが飛びますが、10章の397ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、対象事業の内容としまして、事業の具体化に伴いまして、事業区域面積、建築面積、延床面積、駐車場台数、工事予定期間、供用開始予定を修正いたしました。

該当ページは右に示しております評価書案で1ページでございます。

続きまして、6章は建築計画の部分で、事業の具体化に伴いまして、こちらも先ほどと同様、建築面積、敷地面積、延床面積、階数、構造、駐車場台数を修正してございます。

また、配置図、断面図についても、事業の具体化に伴いまして、図面を修正してございます。

また、発生集中交通量につきまして、事業の具体化に伴いまして台数を修正してございます。

調査計画書において2,900台/日を予定してございましたが、今回3,379台といったところで予測評価をしてございます。

歩行者動線計画につきましても、事業の具体化に伴いまして、修文及び歩行者動線の計画図を修正いたしました。

関連車両の主な走行ルートにつきまして、事業の具体化に伴い、関連車両の主な走行ルート図を修正してございます。

こちらについては、図面を用いて御説明をさせていただければと思っております。

今、画面を共有しておりますのが、評価書案の30ページに載せております図面でございます。

調査計画書からの変更した点を申し上げますと、まず、計画地の南東側のルート、こちらは流入動線がございましたが、この大きな交差点の部分を右折するというのが少し難しいといったところで削除いたしました。

もう1点としては、こちらの都道25号飯田橋石神井新座線ですが、早稲田通りの部分を走行することが想定されますので、こちらを付け加えたところでございます。

変更点は以上です。

ページをまた10章の397ページに戻りたいと思います。

給排水計画とか緑化計画、省エネルギー対策については、事業の具体化に伴いまして、調査計画書のときよりも内容を具体化して記載をしたこととなります。

6.3.1 施工計画についてですが、冒頭で御説明させていただきましたとおり、事業の具体化に伴いまして工事工程を修正してございますがゆえ、工事期間の修正等をしてございます。

また、工事用車両の主な走行ルートにつきまして、事業の具体化に伴いまして修正をいたしました。

こちらの変更点については、先ほどの関連車両と同様ですが、計画地南東側の流入動線を削ったと。交差点を右折するのが難しいといった状況だったので、そちらを精査したというものでございます。

続きまして、7章の環境影響評価の項目についてです。

生物・生態系につきまして、調査計画書の知事からの審査意見を踏まえまして、計画地からの離隔距離を考慮しました小石川後樂園の植物、植生に影響を及ぼすおそれについて検討し、7.2 選定しなかった項目及びそちらの理由に具体的に述べさせていただくよう修正をいたしました。

具体的には画面を共有して御説明させていただきたいと思います。

59ページに記載をしてございます生物・生態系の部分でございます。

計画地及びその周辺は主に事務所建築物、住居併用建築物などが立地している都心の市街地となっております。

計画地内には建物が高密度で立地しており、植生はほとんど見られないことから、生物・生態系に影響を及ぼすおそれはないものと考えます。

また、計画地の東北東には小石川後樂園が存在しますが、約400mの離隔があり、計画地と後樂園の間には建築物が既に存在していることなどから、本事業による小石川後樂園の植物等の生育へ影響を及ぼすおそれはなく、生物・生態系への影響もないものと考えています。そのため、生物・生態系については、予測評価として選定しないことといたしました。

こちらのほうで離隔距離等も含め、具体的に記載をさせていただきました。

それではまた10章に戻っていただきまして、397ページで最後の項目になります。

8章の調査等の手法でございます。

こちらが知事の審査意見を踏まえまして、「小石川後樂園などからの眺望景観の調査地点を複数地点にするように」という意見を踏まえて、地点を追加してございます。

また、「調査期間を落葉期とするように」という御意見を踏まえまして、落葉期に調査をいたします。

こちらは8章の予測評価の部分などでも反映をしてございます。

調査計画書からの修正点は以上でございます。

続きまして、調査計画書に対する知事からの意見を述べさせていただきます。

4点ございます。

生物・生態系、計画地周辺には小石川後樂園が存在しており、計画地からの離隔距離を踏まえた小石川後樂園の植物、植生に影響を及ぼすおそれについて客観的に示されていないことから、必要に応じて予測評価の項目として選定を検討することといったところで、先ほどの対応をさせていただいたとおりでございます。

次に景観についてです。小石川後樂園からの眺望景観の予測評価に当たっては、園路上の複数地点から視認性を調査し、回遊景観全体に対する影響について予測評価を行うこと、また、調査時期は冬季の落葉期を含めること、こちらも先ほど御説明させていただいたとおり反映してございます。

史跡・文化財についてです。計画地内及びその周辺は、埋蔵文化財包蔵地として登録されており、後楽一、二丁目遺跡が包蔵されている可能性が高いこと、また、史跡江戸城外堀跡に隣接すること、周辺に中世の遺跡が多く見つかっていることから、調査に当たっては、隣接する西及び東地区の開発時の状況や周辺での埋蔵文化財の調査等の既存資料を精査するとともに、教育委員会などと早急に協議を行った上で、基づいた予測評価を行うことといったところで、こちらのほうを文京区の教育委員会と協議を進め実施した上で、今回の評価書案を取りまとめてございます。

廃棄物についてです。計画地にはアスベスト含有建材が使用されている建物が存在する可能性があることに留意し、事前調査においてアスベストの使用が確認された場合は、その使用について明らかにした上で予測事項とし、保管及び運搬方法についても記載するといったところで、こちらは評価書案の368ページ、評価の結果に対応について記載をして

ございます。

記載の概略ですが、計画地内の解体に際しまして、アスベストの使用状況について調査確認を行います。使用が確認された場合は、大気汚染防止法などの関係法令に基づきまして適切に処理を行ってまいります。

続きまして、55ページを御覧ください。

項目選定の御説明をさせていただきたいと思っております。

本事業では、【大気汚染】【騒音・振動】【土壌汚染】【地盤・水循環】【日影】【電波障害】【風環境】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】これらの13項目を選定してございます。

続きまして、各項目の予測評価の概要について御説明をいたします。

まず、大気汚染についてです。

92ページを御覧ください。

予測の対象時点についてですが、工事の施行中、建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、これらの排出量が最大となります工事着工後の4から15か月目を対象に予測を行いました。

工事用車両の走行については、車両台数が最大となる工事着工後の51から62か月目を対象といたしました。

工事の完了後の関連車両の走行に伴う影響については、計画地内の施設が供用を開始されました令和16年度を対象といたしました。

次のページを御覧ください。

予測地点につきましては、建設機械の稼働に伴う影響の予測範囲は、計画地を中心とした100m程度の範囲といたしました。

工事用車両の走行については、走行ルートに沿道とし、94ページの図に示します8地点といたしました。

関連車両の走行に伴う影響の予測地点は、95ページの図に示します7地点といたしました。

地下駐車場の供用に伴う影響の予測範囲は、計画地を中心とした100m程度の範囲といたしました。

次に97ページを御覧ください。

こちらは予測条件についてです。

建設機械の稼働に伴います排出量が最大となる1年間の建設機械の種類、年間排出量については、こちらの表にお示しするとおりでございます。

排出源の高さについては、周辺に設置します仮囲いの高さを考慮しまして、地上3mと設定いたしました。

109ページを御覧ください。

こちらは地下駐車場の予測条件でございます。利用台数、小型車1,690台というところで条件設定をしております。

煙源の位置については110ページにお示ししますとおりです。排気口の高さはGL+1.5m、GL+1mのところを計画をしております。

続きまして、126ページを御覧ください。

こちらは予測の結果でございます。

工事の施行中、建設機械の稼働から御説明をいたします。

二酸化窒素の日平均値は0.076ppmであり、環境基準値を上回ります。

建設機械の稼働に伴う寄与率は70.1%です。

また、浮遊粒子状物質の日平均値は0.059mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値を下回ります。

建設機械の稼働に伴う寄与率は37.5%でございます。

工事の実施に当たりまして、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努めます。

最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めますとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、影響の低減に努めます。

次のページを御覧ください。

工事用車両の走行に伴う影響です。

二酸化窒素の日平均値は0.036～0.038ppmで、環境基準値を下回ります。

工事車両の走行による寄与率は0.2～1.5%です。

浮遊粒子状物質の日平均値は0.032mg/m<sup>3</sup>で、環境基準値を下回ります。

車両の走行による寄与率は0.1%未満です。

129ページに進んでください。

工事の完了後の関連車両の走行の予測結果です。

二酸化窒素の日平均値は0.036～0.038ppmで、環境基準値を下回ります。

関連車両の走行による寄与率は0.1%未満～0.2%です。

また、浮遊粒子状物質の日平均値は $0.032\text{mg}/\text{m}^3$ であり、環境基準値を下回ります。

関連車両の走行による寄与率は0.1%未満です。

続きまして、131ページを御覧ください。

地下駐車場の供用の影響です。

二酸化窒素の日平均値は $0.037\text{ppm}$ で、環境基準値を下回っております。

地下駐車場の供用に伴う寄与率は2.0%です。

浮遊粒子状物質の日平均値は $0.034\text{mg}/\text{m}^3$ で、環境基準値を下回ります。

寄与率は0.1%です。

次に、騒音・振動について御説明いたします。

150ページを御覧ください。

予測の対象時点は、それぞれ工事の施行中の建設機械については、騒音レベルの合成値が最大となる時期としました。

振動も同様に、振動レベルの合成値が最大となる時期としました。

工事用車両は台数が最大となる時期といたしました。

工事の完了後の道路交通騒音及び振動については、供用が通常状態となる令和16年度といたしました。

155ページを御覧ください。

こちらは予測条件でございます。

建設機械の種類及び台数等は、こちらの表に示すとおりでございます。

解体工事はバックホウ、油圧破碎機、大型のブレイカーなどが想定されております。

新築工事につきましてはブルドーザー、発電機、バックホウ、クレーン車などを対象として予測をしております。

これらの機械が同時に稼働する可能性は低いですが、周辺への影響が一番大きくなる状況として、全てが同時に稼働した場合を想定して予測をしております。

振動についても同様の時期で整理をしております。

159ページにこちらのレベルをお示ししております。

続きまして、173ページを御覧ください。

予測の結果です。

工事の施行中、建設機械の稼働に伴う騒音については、解体工事では最大84dB、勧告基準値を下回ります。

新築工事では最大71dBであり、こちらは勧告基準値を下回ります。

振動についてです。

解体工事では最大73dBで、勧告基準を下回ります。

新築工事では68dBで、勧告基準値を下回ります。

次のページを御覧ください。

工事用車両の走行に伴う騒音です。

騒音レベルは昼間で60dB～73dBで、No.5地点、目白通りの昼間を除く地点では環境基準値を満足いたします。

工場車両の走行に伴う騒音レベルの増加は1 dB未満～2 dBとなっております。

なお、環境基準値を上回っておりますNo.5地点目白通りについては、現況調査においても、既に環境基準値を超過しておる状況で、工事用車両の走行に伴う増加分は1 dB未満としてございます。

次のページを御覧ください。

工事用車両の走行に伴う振動についてです。

工場車両の走行に伴う振動は昼間32～47dBであり、規制基準値を下回ります。

工事用車両の走行に伴う増加分は1 dB未満～8 dBです。

次のページを御覧ください。

工事の完了後、関連車両の走行に伴う騒音です。

騒音レベルは中間60～73dB、夜間54～71dBで、No.1地点目白通りの夜間、No.5地点目白通りの昼間、夜間を除く地点で環境基準値を満足いたします。

関連車両の走行に伴う増加分は、昼間1 dB未満～1 dB、夜間1 dB未満～1 dBです。

こちらも環境基準値を上回っているNo.1地点の目白通りの夜間及びNo.5地点目白通りの昼間、夜間については、現況において環境基準値は既に上回っておりまして、関連車両の走行に伴う増加分は1 dB未満となっております。

次のページを御覧ください。

関連車両の走行に伴う振動です。昼間32～46dB、夜間25～44dBです。規制基準値を下回ります。

関連車両の走行に伴う増加分は、昼間1 dB未満～1 dB、夜間1 dB未満～3 dBとなっております。

次は土壌汚染です。

202ページを御覧ください。

土壌汚染の掘削移動等に伴う工事の影響について予測をいたしました。

計画地内の一部には水質汚濁防止法に基づく届出事業所が過去に存在しておりました。また、それ以外の範囲についても有害物質の使用が推測される印刷関連、金属加工、クリーニングなどの存在も確認されましたことから、有害物質が使用された可能性が否定はできない状況でございます。

事業の実施に伴う地形改変に当たりましては、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条などにに基づき手続きを行ってまいります。

工事の実施に際して新たな土壌汚染が確認された場合において、土壌汚染対策法及び環境確保条例にのっとり、適切な飛散・拡散防止措置を実施いたします。これらのことから土壌汚染が計画地周辺に拡散することはないと考えてございます。

続きまして、地盤について御説明いたします。

224ページを御覧ください。

工事の施行中につきまして、掘削工事に伴う地盤の変形について予測をいたしました。

本事業では、地下躯体の建築範囲の掘削工事において、山留め壁として遮水性及び剛性の高いSMWを難透水層である上総層群に達しますTP約-33.7m程度まで施工する計画としております。

こちらのSMWの設置により、掘削による地盤の変形は最小限に抑えることとしております。

次に、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下についてです。

本事業においてはSMWを十分な深度、支持地盤であり、かつ難透水層まで施工する計画でございます。

掘削範囲の周囲をSMWで囲うことによりまして、こちらの掘削範囲内の帯水層は山留め壁の外側の部分と遮水が行われます。これにより、遮水、掘削工事などに伴う地下水の水位及び流況の変化の影響は山留め壁の外側の帯水層までは及ばず、計画地内の地下水位は低下しないと予測いたします。

またディープウェル工法による揚水、排水を行いますが、地盤及び地下水位の状況についてモニタリングを行いながら施工することとしており、必要に応じてリチャージ工法等の対策を行う予定です。

続きまして、工事の完了後の地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化に

よる地盤の沈下について予測をいたしました。

既存資料などの調査結果を踏まえ、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定されます。

計画建築物のSMWを含めた地下構造物などが占める範囲は計画地内の限定的な範囲であるため、地下構造物等が建設されても、地下水流はその周囲を迂回するものと想定されます。

次は水循環についてです。

238ページを御覧ください。

工事の施行中の掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化についてですが、こちらは山留め壁としてSMWを難透水層である上総層群に達する深度まで施工する計画です。これにより、帯水層の地下水の低下及び流況の変化を抑制いたします。

また、ディープウェル工法による揚水、排水を行います。地盤及び地下水のモニタリングを行いながら施工することとし、必要に応じてリチャージ工法の対策なども行ってまいります。

工事の完了後について、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度でございます。

こちらは既存資料調査などの結果を踏まえ、帯水層が計画地周辺においても連続的かつ広域に分布しているものと想定されます。ですので、計画建築物の地下構造物が占める範囲は限定的なものであることから、帯水層の分布範囲に比べまして十分に小さく、地下水は地下構造物を迂回しながら流れると想定されます。

土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度について予測をいたしました。

工事の完了後には地下構造物が存在するものの、地上部は建築物のほかに地表面流出係数の小さい緑地等も整備されます。

また、文京区開発及び中高層建築物等の建設に伴う指導要綱に基づく雨水貯留槽を設置することとしております。

以上のことにより、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度は小さくなると予測されます。

次は日影です。

239ページを御覧ください。

調査地点は主要な地点において天空写真を撮影する方法により行いました。

地点は241ページの図面のとおりでございます。

250ページを御覧ください。併せて図面251ページも御覧いただければと思います。

まず時刻別日影についてですが、8時から16時の時間帯で日影が及ぶ範囲は計画地から北西方向に約1.2km離れた地点から、北東方向に約1.2km離れた地点までの範囲と予測してございます。

等時間日影は次の252ページにお示しするとおりです。

計画建築物により3時間以上の日影が生じると予測される範囲は、計画地北側の約100m程度の範囲に生じております。

計画地及びその周辺は、東側の一部を除きまして日影規制対象外となっており、計画建築物の存在によりに日影規制を超える日影は生じません。

また、特に配慮すべき施設における日影となる時刻等の状況については、254ページから写真で示してございます。

続きまして、電波障害について御説明をさせていただきます。

265ページを御覧ください。併せて266ページの図面も御覧いただければと思います。

計画建築物による地上デジタル放送の遮蔽障害が生じる地域の範囲は、図面に示しますとおり、西方向の最大幅約170m、最大距離約80mの範囲と予測しております。

衛星放送につきましては次のページを御覧ください。

衛星放送の遮蔽障害が生じる地域の範囲がBS及びCS110°については北東方向の最大幅約140m、最大距離約210mの範囲と予測いたします。

JCSATについては、北北東方向の最大幅約130m、最大距離約160mの範囲と予測しております。

次の268ページを御覧ください。

計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用等の適切な電波障害対策を講じることにより、電波障害の影響を解消する計画でございます。

次は風環境についてです。

269ページを御覧ください。

調査範囲は、次の270ページの図面に示しますとおり、計画建築物の最高高さの2倍程度の水平距離の範囲を含む計画地を中心とした半径約400mの範囲といたしました。

277ページを御覧ください。

周辺開発としましては、計画地南側の飯田橋駅東地区再開発事業、それから、飯田橋駅

中央地区再開発事業、さらに富士見二丁目3番地区市街地再開発事業、これらの計画について模型に反映して実験してございます。

続きまして、282ページを御覧ください。

評価の方法ですが、風洞実験による風環境の評価は、こちらの表に示しますとおり、風工学研究所提案の平均風速の累積頻度による方法を用いて行いました。

次のページを御覧ください。

建設前における風環境の状況についてですが、284ページの図を併せて御覧ください。

測定点の約69%に当たる86地点が領域Aで、領域Bは34地点、領域Cは5地点で確認されております。

領域Dは確認されておられません。

続きまして、285ページを御覧ください。併せて287ページの図面も御覧いただけますでしょうか。

こちらは建設前から建設後、対策後における変化について御説明いたします。

対策後における風環境はこちらの図に示しますとおり、測定点の約46%に当たる67地点が領域Aであり、領域Bは73地点、領域Cが5地点。

領域Dは確認されておられません。

続きまして、292ページを御覧ください。

対策としまして防風対策を行わない場合は、計画建築物の存在により領域Cに変化する地点が計画地北西側、南側、東側、計画地北側、南東側、デッキ階などにおいて計9地点、領域Dとなる地点が計画地内の北西側1地点生じると予測されましたが、植栽等による防風対策を講じることにより領域Bとなり、風環境は改善されます。

また、計画建築物の存在により計画地周辺地域の風環境に変化はあるものの、建設前とほぼ同様の領域A及び領域Bに相当する風環境が維持されます。

次は景観についてです。

297ページを御覧ください。

代表的な眺望地点の状況の調査については、こちらの図面に示しますとおり、不特定多数の人の利用や滞留度が高い場所及び周辺住民が慣れ親しんだ身近な景観が望める場所等の代表的な13地点を選定いたしました。

圧迫感につきましては次のページにお示しますとおり、4地点を選定して写真撮影を行っております。

326ページを御覧ください。

評価の結果ですが、主要な眺望、主要な景観の構成要素の変化、要素の改変の程度及び改善による地域景観特性の変化についてですが、事業の実施により計画地は現況の中高層の事務所建築物が多く立地する市街地景観から、高層建築物を中心とした新たな市街都市景観へと変化いたします。

一方で、計画地北東側に北東広場が整備されるなど、広場及びオープンスペースが整備されることで、計画地東側の小石川運動場及び小石川後楽園との連続性が向上いたします。

また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度ですが、近景域では視野に占める計画建築物の割合が比較的大きくなる地点が生じるものの、街並みに呼応したボリューム構成や広場及びオープンスペースによる緑化により、周辺地域との調和に配慮いたします。

また、中景域については、計画建築物によりスカイラインの一部に変化が生じますが、既存建築物とともに都市的な景観要素として認識され、代表的な眺望地点からの眺望に著しい影響を与えないものと考えます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

圧迫感については、こちらの図面に示しますとおり、中高木などによる緑化を行うことにより圧迫感の低減に努める計画としてございます。

また、色彩についても、文京区景観計画の色彩基準などに適合し、周辺環境との調和に配慮したものとする計画としております。

次は史跡・文化財についてです。

333ページを御覧ください。

埋蔵文化財の包蔵地の改変についてですが、周知の埋蔵文化財包蔵地として後楽一、二丁目遺跡が計画地のほぼ全域に分布しております。こちらの2番のところ です。

現状、計画地内には既存の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して、埋蔵文化財の確認調査を行う予定としております。

調査の方法、範囲については文京区教育委員会と協議を行った上で確定してまいります。

また、未周知の文化財が存在する可能性について、掘削工事の着手前に文京区教育委員会に確認を行ってまいります。

次は自然との触れ合い活動の場についてです。

339ページを御覧ください。

自然との触れ合い活動の場として計画地東側の特別区道文第807号線及び北側の特別区

道文第809号線には、ウォーキングコースとして希望の道、文人の道などが設定されております。

工事用車両の出入口がこれらの道路に沿っても設置される計画ですので、ウォーキングコースの利用者と工事用車両が交差することが予測されます。工事用車両の出入口には交通誘導員を配置することにより、ウォーキングコースの利用者も含めた一般の歩行者の通行に支障を及ぼさないようにする計画でございます。

347ページを御覧いただけますでしょうか。

工事の完了後につきましては、本事業では、隣の348ページの図に示しますとおり、計画地の南側には駅前広場、北東には北東広場を設け、街の顔となり、にぎわい形成や災害時の防災拠点となる広場空間を整備いたします。

また、2つの空間をつなぐ歩行者動線を地上レベル、デッキレベルに設け、計画地外周の歩道上空地とともに、バリアフリーに配慮した散策回遊空間として、地域の歩行者ネットワーク形成に寄与いたします。

これらの広場等は、デッキなども含め植栽を配置し、立体的な緑を創出します。これらにより、計画地東側の特別区道文第807号及び北側の特別区道文第809号に設置されているウォーキングコースの機能も向上するとともに、就労者、地域住民も含めた自然との触れ合い活動の場の利便性が高まるものと考えます。

次は廃棄物についてです。

363ページを御覧ください。

工事の施行中の既存建築物の解体に伴って生じる廃棄物の発生量は、こちらの表に示すとおりです。

コンクリートくず約60,255 t、金属くず約4,121 t、混合廃棄物1,099 t、木くず約508 tと予測します。

廃棄物は分別収集し、再生利用可能なものについては可能な限り再利用を図ることいたします。

次のページを御覧ください。

建設発生土の発生量は、表8.12-1に示すとおりでございます。

約308,400m<sup>3</sup>と予測します。

これらは受入れ機関の受入れ基準への適合を確認した上で場外搬出することにより、適正に処理をする計画としています。

建設汚泥については表8.12-12に示しますとおり、約16,112m<sup>3</sup>と予測いたします。

産業廃棄物として適切に処理する計画としております。

次のページを御覧ください。

建設工事に伴う廃棄物の発生量は、表8.12-13に示すとおり、約8,400 t と予測をいたします。

これらの廃棄物は分別収集し、再利用可能なものについては可能な限り再利用材として再利用を図ります。

次のページを御覧ください。

工事の完了後、施設の供用に伴って発生する廃棄物の排出量は、表に示すとおりです。

住宅以外から発生する廃棄物の排出量は、約9,800kg/日、住宅から発生する排出量は約1,000kg/日と予測しております。

住宅以外から発生する事業系の廃棄物は分別し、廃棄物処理業者の許可を受けた業者に委託して処理、処分を行う計画です。

住宅から発生する一般廃棄物は、一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理される計画です。

次は温室効果ガスです。

394ページを御覧ください。

施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量は約15,424 t -CO<sub>2</sub>/年と予測しております。

基準建築物に対する削減量は約1万10,283 t -CO<sub>2</sub>/年と予測し、削減量は約40%と予測しております。

設備システム及び効率的な設備の省エネルギー化などにより、温室効果ガスの排出量の削減に努め、発生抑制を図る計画としております。

以上、予測評価の概要の御説明を終わりにいたします。ありがとうございます。

○山下会長代理 ありがとうございました。

本件事業は、高層建築物の設置、最高高さが約170mとされています。

本事業の主な目的、内容としては、対象地が飯田橋駅に近接していることから、目的としては歩行者動線の整備、複合市街地の形成によるにぎわいのあるまちづくり、また、建物の不燃化、耐震化、水害対策を行うことにより、災害時拠点としてのレジリエンス強化が挙げられていました。

事業の具体化に伴い、調査計画書からの変更点について御説明がありました。特に工事

期間の見直し、工事用車両の主な走行ルートなどです。

11月6日に変更届が提出され、この評価書案においては予測評価に反映されているという説明でございます。

環境影響評価項目に選定されたものとしては、【大気汚染】【騒音・振動】【土壌汚染】【地盤・水循環】【日影】【電波障害】【風環境】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】の13項目でございます。

ただいまの事業者からの説明について、委員から御質問等がございますでしょうか。

具体的な審議は今後の第一部会で行いますが、本日の諮問に当たっては、ただいま事業者より説明のあった事業計画に関する内容などを中心に質疑応答をしていただければと思います。

特に第二部会の委員の皆様におかれましては答申案決定前の最後の機会となりますので、お気づきの点がありましたらどうか本日御発言いただきたいと思っております。

それでは、質疑に移ります。御質問のある委員の方は挙手をお願いいたします。

最初に担当項目とお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 第二部会で騒音・振動、低周波音を扱っております廣江と申します。丁寧な御説明をありがとうございます。

建設工事の騒音・振動の予測結果について、丁寧な御説明でいろいろと配慮いただいている点は理解できました。

そこで1点だけ確認したいのですが、周辺には配慮すべき施設が点在していますが、特に北東の運動場の北側に都立盲学校があったと思います。

こちらはいわゆる学校施設ではありますが、特に盲学校ですので目が不自由で視力の低い、つまり聴覚に頼っている活動を学習する方のいる施設になりますが、こちらについて何か予測評価以外で配慮されていることがありましたら、あるいは、配慮する予定がございましたら教えていただけないでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。回答させていただきます。

今計画をしているところとしましては、工事中ですと仮囲い高さ3mを予定してございます。これによって稼働騒音を低減できればというところを考えてございます。

また、工事用車両の走行に対しましては出入口等も設けますので、交通誘導員を入口に配置しまして安全を期したいといったところを工夫していきたいと考えております。

また、工事の実施の前に当たりましては、工事説明会を開催する計画としてございますので、その辺でも御説明をさせていただき、事前周知を図りたいという計画をしてございます。

今のところ以上の点でございます。

○廣江委員 ありがとうございます。やはり周囲の方々との密な連絡は非常に大事だと思いますので、その点の御配慮があるということはありがたいと思います。

特にこの施設は寄宿舍がある施設のようなので、そこで寝泊まりをしている方もいるとのことですので、その点についても御配慮いただければと思います。

以上です。

○山下会長代理 ありがとうございます。

続きまして、愛知委員、お願いいたします。

○愛知委員 第二部会で地盤・水循環を担当しております愛知と申します。御丁寧な御説明をどうもありがとうございました。

幾つか質問をさせていただきたいことがありまして、3つほど質問と、2つほどコメントがあるのですが。

1つ目の質問は、この地点は結構地下水位が高いという観測結果になっていまして、それから、この建設計画によると地下構造物の容積も結構大きいという状況で、地下水圧とか地下水の浮力に対する対策等について特に言及はなかったのですが、普通にこのような基礎構造で建てて大丈夫という設計になっているという理解でよろしいでしょうか。あるいは、別途何か対策をされるかもしれないのか教えていただきたいと思いました。

まず1点目をお願いいたします。

○事業者 御質問ありがとうございます。

まず、工事中につきましては、SMWで囲いを行いまして排水、揚水をした上で、建設してまいります。

供用後についてもそういった影響が懸念されると思いますが、地下構造物の完成までは地盤及び地下水位のモニタリングを継続する予定としておりますので、そこで確認を随時していく予定をしております。

異常が確認されましたら対応を考えていければと考えております。

○愛知委員 分かりました。

それから2つ目ですが、ディープウェル工法を使われるということですが、ディープウ

ェルは山留めの中でだけやるというイメージでよろしいのでしょうか、というのが2点目の質問です。

○事業者 一旦回答させていただきます。

基本的にはSMWで囲った内側のほうを排出するという計画をしております。

○愛知委員 ありがとうございます。

その上で、地下水位、あるいは、地盤についてモニタリングをされると書いてありましたが、具体的にどのような地点でモニタリングされるかというような計画が書かれていなかったのですが、それについては、現時点ではまだ計画があまり具体的でないということでしょうか。それとも、何かありますでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。

現時点でどこにモニタリングの地点を落とすかというところは、まだ計画に及んでおらず、事後調査計画書のときに計画して定めていきたいと考えております。

○愛知委員 分かりました。

SMWの内外に適切な配置をしていただければと思いますが、外側に影響が及んでいないということを確認できるような配置でやっていただければと思います。

あと2つほどコメントというか、ある種当たり前といえる注意点かと思いますが。

1つ目は、山留めの底と考えている上総層の粘土層が、断面図上ですと、あまり広域的に厚く分布しているようなものではなくて、おそらく現状1本のボーリング調査で見ついているものであるというようなことで、今後見直しも検討されているということですが、その点注意してやっていただければと、十分な遮水性、連続性があるかということを確認してやっていただきたいということが1点。

もう1つは、柱状図を見ると有機物が多い粘土が結構この地域は分布しているということのようで、少し古い話になりますが、田園都市線を工事しているときに用賀給食センターの底が抜けたという事故がありまして、これも有機物が多い粘土が影響していたということが言われているのですが、腐植が多いというか、有機物が多い粘土は結構、ちょっとしたことで沈下しがちということがありますので、その点十分注意してやっていただければと思います。

以上2つはコメントでした。ありがとうございました。

○山下会長代理 ありがとうございます。

それでは続きまして、水本委員、お願いいたします。

○水本委員 史跡・文化財を担当しております水本です。先ほどは丁寧な御説明をありがとうございました。

それで、すみません、事務局に、今後またこの内容については審議ということで大きいところで聞こうと思っているのですが、その認識で大丈夫ですよね。具体的な史跡・文化財の議論はまた事業者様とできるということでしたよね。

○藤間アセスメント担当課長 本日は総会でございますので、今後部会で御審議いただければと思います。

○水本委員 そうですよ。では細かいところは省きまして。

先ほど来、全体的なタワーのところは少し分かったのですが、デッキというものが少し出てくるのですが、デッキについては皆様方の工事の関係になるのでしょうか。そうするともう少しいろいろ質問したいことがあるのですが、デッキの扱いというのはこういった形で今計画に入っているのでしょうか。それが質問です。

○事業者 日建設計から回答させていただきます。

駅から計画地のほうへつながります計画のデッキにつきましては、当地区再開発事業の中で整備に貢献していくということまで定めておりますが、実際の整備の内容とか最終的な整備の主体等については、東京都が座長で基盤整備推進会議という会議体を立ち上げていらっしゃるしまして、その中でいろいろ計画の検討、整備スキームの検討を進めていただいている状況ですので、現時点では組合のほうで工事するというものではございません。今後、整備スキームが固まりましたらまたそういったあたりの協議を進めていくという状況でございます。

○水本委員 ありがとうございます

それでは、ここの場では南地区のこの部分に限った議論で大丈夫という認識で、これは事務局も含めて事業者のほうでもお答えいただいて、事務局とも確認させていただきたいのですが、それでよろしいということですよ。デッキも含めると大分いろいろ影響が変わってくると思いますが、そこだけ最初に確認をさせてください。

○藤間アセスメント担当課長 デッキにつきましては本件とは別と考えていただいて結構でございます。

○水本委員 承知しました。まず1点そのことを確認したかったので。

もう1点、細かいところはまた後日審議でやりたいと思いますが、今、文京区とは少し関係をとという言葉が出てきたのですが、こちらの404ページ以下に文献目録等が記されて

いますが、史跡江戸城外堀というのが大きく関係してくるかと思います。

史跡江戸城外堀で、史跡江戸城跡保存管理計画書というのが千代田区、新宿区、港区の3区でやっております、書籍も出ております、2036年に江戸城外堀が1636年にできたことからの400年を記念しまして、そこを目指して景観を整備していったりという計画があるのですが、このことについては御認識の範疇でしょうか。そのことをもう1点確認させてください。

○事業者 ありがとうございます。

既存資料としましては認識をして整理している状況ですか、何か必要な対策ということになりますと、今後進めさせていただければと考えてございます。

○水本委員 一応その御認識があるということで承知しました。

私の質問は、今回は以上になります。

○山下会長代理 ありがとうございます。

続きまして、羽染委員、お願いいたします。

○羽染委員 私から1点だけ質問です。先ほどの説明の中で、太陽光発電を行う予定という説明がありましたが、太陽光発電を建物のどこに、どのような方式、いわゆる発電方式はどんなものをお考えなのか、ちょっと興味を持ったものですから教えてください。

○事業者 御質問ありがとうございます。日建設計より、御回答させていただきます。

太陽光発電の位置、方式等については、今後の検討になります。基本的には建物の屋上部分等に設置していくものと考えておりますが、具体にはこの先の検討ということで御回答させていただきます。

○羽染委員 新しい方式の壁に張るとか、ペロプスカイトでしたか、そういうような方式は考えられていない？

○事業者 現時点では壁に設置するようなものは考えてございません。

○羽染委員 そうですか。分かりました。

メガ発電の支援が止まるような状況ですので、建物のほうで一生懸命太陽光発電をやっただけであればうれしいなという状況ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山下会長代理 羽染委員、これでよろしいですか。

○羽染委員 はい。これから積極的に計画するという発言をいただければ結構です。

○山下会長代理 分かりました。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、森川委員、お願いいたします。

○森川委員 第二部会で大気汚染を担当しています森川です。

大気汚染のほうで、建設機械の稼働時に二酸化窒素、特にちょっと濃度が高いということで、濃度が一番高いところが出ている場所も高めに出るだろうというようなところですが、寄与率についても70%ということで、やはり排出量が非常に大きいのだろうと思っています。

対策としては平準化とかいろいろお書きいただいています、前提となった排出係数を算出したときの機械の、こういった建設機械や自動車は規制で非常に大きく変わってきますので、規制の部分がどうだったのかというのが書いてございませんので、実態に合わせた機種を考慮して排出係数を考慮したのかどうか気になるところです。

この濃度ですとあまりよろしくないと思っておりますので、審議のほうは部会でやっていただくとと思いますが、それが1点と。

もう1つ、地下駐車場の排気口が2点設けられていて、高さ的には1.5mとか1mというちょうど人の高さぐらいのもので、緑化計画のところできれいな図を見せていただいたのですが、ちょうどNo.1とかが裏側にあるのか、人が通るところにあるのですかねというのが見えなくて、そこがちょっと知りたいと思いました。

以上です。

○事業者 御質問ありがとうございます。

まず1点目、建設機械の予測条件とした排出ですが、こちらは現時点で考えられる二次規制のものを考えて設定してございます。

2点目の地下駐車場の排気口の位置ですが、地下にあるものからの排出なので高さは低めになってはいますが、こちらについては今後詳細の検討を進める段階ではありますが、人の往来があるような動線はなるべく避けて、距離を取った計画としたいと考えております。

○森川委員 ありがとうございます。1点目のほうはもう少し審議をしていただければと思います。ありがとうございました。

○山下会長代理 ありがとうございます。

続きまして、保高委員、お願いいたします。

○保高委員 第二部会で土壌汚染を担当している保高といいます。お世話になります。

家がこの近くにあつてよく知っているのですが、この地域はここに書いているとおり鍍金とかクリーニング屋とかが非常に多くて、特にクリーニング屋とかは結構地下に浸透するケースがあり、工期が大分遅れるケースもあると思いますので、今回のページの38にあ

るような工程の中で、埋蔵文化財との兼ね合いもあると思いますので、解体とかなるべく早めに土壌汚染をやって概況調査を把握されたほうがスムーズかなと思いますので、よろしくをお願いします。

コメントです。

○事業者 御指摘ありがとうございます。十分に注意して計画していきたいと思います。ありがとうございます。

○山下会長代理 続きまして、飯泉委員、お願いいたします。

○飯泉委員 第一部会で水循環と地盤を担当しております飯泉と申します。

雨水の流出抑制対策について教えていただきたいのですが、地表面流出抑制施設として雨水貯留槽を設置されるということが書かれているのですが、貯留した雨水を下水に流すのか、あるいは、雑用水のような形で利用するのかといった計画が、既にあるかどうかということを教えていただきたいのと。

また、最近ではレインガーデンのような浸透対策もあると思いますが、そのようなことを考えていらっしゃるかということも教えてください。よろしくをお願いいたします。

○事業者 日建設計より回答させていただきます。

雨水貯留槽に貯留しました雨水については、一部雑用水利用をした上で、そのほかの部分については下水へ放流する計画としております。

また、御指摘いただきましたレインガーデン等については、現時点では計画をしておりません。ですが、水害の心配のある地域でもありますので、引き続き対策等については検討していくというところでございます。

○飯泉委員 ありがとうございます。

例えば今、下水に一部流して一部利用するというお話ですが、どの程度利用するとか流すといったことが、もし現時点で想定がありましたら教えていただけますでしょうか。

○事業者 おそれ入りますが、現時点では割合は確認というか計画できておりませんので、引き続き検討して、できるだけ多く活用できるように検討してまいります。

○飯泉委員 ありがとうございます。

○山下会長代理 よろしくをお願いします。

それ以外にオンライン、あるいは、会場で参加されている委員から御質疑はございますか。

(無し)

○山下会長代理 現時点では特にこれ以上ないようでございます。

欠席の委員から何か御意見は預かっていらっしゃいますか。

○藤間アセスメント担当課長 欠席の委員から特に意見はお預かりしてございません。

○山下会長代理 ありがとうございます。

玄委員、お願いします。

○玄委員 第一部会で日影、風環境、景観を担当しております玄です。

実は細かい点でいろいろありますが、第一部会で担当するということでしたので、細かいところはそのところで確認させていただければと思います。今日は私から説明を聞きまして少しはっきりしていきたいところを中心に質問できればと思っています。

今回、緑地計画については、一部は例えば防風対策になっているものもありますので、それは風環境に含まれていると思います。

あとは今回、36ページを見せていただけないですか。

ここは緑地計画のほうで、デッキのところと地表面のイメージ図を見せていただいているところですね。細かいところは実際第一部会で話をもっと細かくできればと思いますが、イメージ図を見ているところで気になったところは2階の植栽ですが、これはイメージだからこのように書いているかもしれないですが、樹木としてはある程度の規模があるときだったら、その樹木が健康に成長できるかどうかにも検討が必要なのではないかと思っています。

今こちらの特にデッキのところを見ると、樹木としては高さがあるように見えているので、そうすると、うまく成長するためには栄養分がきちんととれるかどうかの検討も必要だと思っています。なので、イメージ図はイメージ図でいいですが、実際の緑化計画をするときにしっかりと樹木の成長環境も考えているかどうかを確認させてください。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

デッキ上にも植栽を計画しておりますので、成長に耐え得る植栽基盤の整備とか、こちらの生育に耐え得る樹種の選定など、今後具体的に検討を進めて対応してまいりたいと思います。

○玄委員 ありがとうございます。

続きまして、風環境に関わる場所です。

279ページを見せていただけますでしょうか。

ここは、防風対策のための植栽を表示していますね。こちらは全部地表部レベルでいい

ですか。ここでは地表レベルの植栽のように見えるのですが、それで間違いないでしょうか。もし1階とデッキのほうで分かれているようであれば、それが分かるようにしていただきたいと思っていますのです。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

今図面で示しております南側の紫色の点ですね。こちらの丸につきましてはデッキ上での植栽をお示ししております。それ以外については、この緑の部分は地上部という計画でございます。

○玄委員 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、ここに防風パネルと書いてあるのですが、今のところ防風パネルの形、例えばパネルがあってそこに穴をつけているかどうかとか、実際にどういうものかというのをもっと具体的なものが分かるようにして頂きたいと思いますが、これは今後どこかで確認できますか。

あとは、防風パネルを今配置しているところは北のほうだと思います。敷地の赤いところ、丸で表しているところと考えているのですが、これは樹木の中に防護パネルが配置されているところで、景観とかも少し関係があるかなと思っていますのですね。なので、この近くの例えば景観が歩行者にとってどのように見えるか、それも景観調査のところを追加していただきたいと思っていますのです。可能ですか。

○事業者 日本工営でございます。

防風パネルの形については、実験上は穴を空けたものとかそういうものではなく、一枚板という形で検討してございます。具体的にどのようなパネルが入るかということに関しては、今資料は手元にないですが、後日事例という形でお示しすることは可能と思っております。

それから、景観のほうのパネルの見え方に関しましても、パースとかイメージ図的なもので検討することは可能と思っております。

いずれにしましても、後日御対応させていただければと思っております。

以上でございます。

○玄委員 ありがとうございます。

今お話を聞いている中で見ると、風洞実験をやるときにはパネル、何も穴とかをつけてないもの。ただ、実際の検討はほかの事例も参考にして、もしかしたら穴をつけたものになる可能性もあるという話がありましたので、もしこれが変わると、風環境については風

洞実験と違うところもあるのではないかと思います。

あと、全部できた後には事後調査もあると思うので、足りなかったところがあったらそのときにも補填していただきたいと思っています。

今日は先ほどお話を聞いたところで先に確認しておきたいものです。

具体的なところは第一部会で深く質問もしくは確認させていただければと思います。ありがとうございます。

私からは以上です。

○山下会長代理 ありがとうございます。

ほかに委員から御発言がないようですので、本日の質疑については、これで終了いたします。

事業者の皆様にはありがとうございました。どうか御退室ください。ありがとうございます。

(事業者退室)

○藤間アセスメント担当課長 本件に関するスケジュールでございますが、評価書案の縦覧期間は12月11日から令和8年1月15日まで、また、都民等からの意見募集期間は令和8年1月30日までとなっております。

また、事業者による説明会は12月17日及び21日に実施済みでございます。

評価書案につきましては、意見募集期間終了後に事業者から見解書が提出された後に部会審議となりますので、よろしくお願いたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明がありましたとおり、本件は事業者から見解書が提出された後に部会審議となります。

担当する第一部会の皆様にはよろしくお願いたします。

それでは、続きまして、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、受理関係について御報告いたします。

お手元の資料3を御覧ください。

12月の受理報告は事後調査報告書3件、変更届3件、着工届1件を受理してございます。

区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

また、先月11月の受理報告に係る助言事項や事業者回答はございませんでした。

また、今月12月の受理報告に係る助言もございませんでした。

以上でございます。

○山下会長代理 ありがとうございます。

受理報告については以上で終わります。

そのほかに何かございますでしょうか。

(無し)

○山下会長代理 特にないようですので、これもちまして本日の審議会を終わります。委員の皆様にはどうもありがとうございました。

傍聴人の方は退出ボタンを押して御退室ください。

(傍聴人退室)

(午前11時48分 閉会)